

亀山市規則第42号

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成28年7月15日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する  
規則

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成17年亀山市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号又中「及び第3項」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。